

標 題：

検査要領書 (SURVEY PROGRAMME) の
提出に関するお願い

NKテクニカル インフォメーション

No.:1 2 3

Date:平成5年12月1日

関係各位

拝啓。貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、油タンカー及びばら積貨物船の検査強化（テクニカルインフォメーションNo.116（平成5年6月17日付）及びNo.119（平成5年6月28日付）を御参照下さい）は、本年7月1日より実施され既に5ヵ月が経過致しました。この間に実施された検査の実績を調査いたしましたところ、各位の御協力の結果、検査は順調に進められておりますが、検査要領書（SURVEY PROGRAMME）が提出されない事例が少なからずあることが、明らかになりました。

検査要領書は、船主と船級協会が検査内容について事前に協議し、検査を円滑にかつ完全に実施するために作成するものであり、油タンカー及びばら積貨物船の検査強化の重要な骨子を成しております。またこの資料を作成することにより、効果的な検査準備が計られ、貴社にとっても必ずや有意義なものになると考えております。

つきましては、油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船の定期検査を受検される場合には、必ず検査要領書をご提出頂きますようお願い申し上げます。検査要領書の提出がなく、十分な準備がなされない場合には、検査申請をお受け出来ない場合がございますので、予めご承知おき下さい。なお検査要領書の提出は、定期検査にのみ要求されておりますが、中間検査においても、内部検査・精密検査等が要求される場合には、検査要領書を提出されますことを御推奨申し上げます。

なお検査要領書作成に際し、御不明な点等ございましたら、ご遠慮なく各支部・事務所もしくは本部検査技術部までお問い合わせ下さい。

敬具